

# 令和8年度 壱岐市補助金一覧



## 実りの島 壱岐

一緒に前へ、壱岐新時代へ。  
「幸せ実感」とともに創る新たな未来



長崎県壱岐市



## はじめに

市民サービスの向上及び市民活動の促進を図るため、市民皆様や事業者の方などがご利用いただける補助事業をまとめています。詳しい事業内容(補助額・補助率・事業期間等)は各事業担当課へお問い合わせください。

〔※幅広くご利用いただける事業についてまとめたものであり、全ての補助事業について記載しているものではありません。〕

### 吉崎市総合計画の6つの基本方針

- ①希望の仕事があり稼ぐ力がある島
- ②すべての市民が自分らしく、安心して健康に暮らせる島
- ③未来を育む子育てと学びの島
- ④地域の価値と新しい人の流れが未来をつくる島
- ⑤持続可能な社会基盤が整い安全な暮らしを守る島
- ⑥効率的で質が高く持続可能な行政力を備えた島

### 希望の仕事があり稼ぐ力がある島（1～2ページ）

関連	No.	事業名
農業	1	ながさき農業構造転換・ステージアップ事業
	2	園芸ブランド力強化対策事業
	3	スマート農業推進促進事業
畜産業	4	長崎県家畜導入事業
農地活用	5	農地集積協力金交付事業
漁業	6	漁船近代化機器導入事業
	7	漁業就業者確保育成総合対策事業(技術習得支援事業)
就職	8	雇用機会拡充事業補助金

### すべての市民が自分らしく、安心して健康に暮らせる島（3～7ページ）

関連	No.	事業名
生活	9	防犯灯設置補助金
	10	予防接種助成金
	11	造血幹細胞移植後の予防接種再接種費用助成金
	12	骨髄等移植ドナー支援助成金
	13	アピアランスケア支援事業(がん患者医療用ウィッグ・補整具等購入費助成)
住まい	14	住宅リフォーム支援事業
	15	安全・安心住まいづくり支援事業
高齢者	16	はり・灸・あんま等助成券
	17	入湯優待券
	18	団体入湯優待券
	19	市内路線バス乗車カード
	20	三島航路乗船カード
	21	敬老事業補助金
	22	介護人材確保対策事業補助金
	23	介護人材支援事業補助金
24	地域包括ケア人材確保支援事業補助金	
障がい者福祉	25	障害者(児)等交通費助成事業
	26	障害者福祉タクシー助成事業
	27	自動車運転免許取得費助成事業
	28	自動車改造費の助成事業

未来を育む子育てと学びの島 (8~13ページ)

関連	No.	事業名
結婚・ 出産・ 子育て	29	出産祝金
	30	軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業
	31	未熟児育成医療
	32	小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業
	33	高等職業訓練促進給付金事業
	34	自立支援教育訓練給付金
	35	福祉医療費（乳幼児・母子・父子）
	36	福祉医療費（こども・寡婦）
	37	妊産婦・乳児一般健康診査等助成事業
	38	妊娠・出産のための交通費宿泊費助成事業 <b>New!</b>
	39	三島地区安心出産支援事業
	40	妊婦のための支援給付事業
	41	不妊治療費助成事業
	42	ふれあい交流事業
教育	43	結婚新生活支援事業補助金
	44	若者出会い応援事業
	45	離島留学生ホームステイ費
	46	離島留学生交通費
	47	離島高校生修学支援事業
青少年 育成	48	いきっこ留学補助金（ホームステイ費補助金）
	49	いきっこ留学補助金（移住費用支援補助金）
	50	小・中学生スポーツ大会等出場補助金
	51	子ども夢プラン応援補助金
	52	各種スポーツ全国大会等出場補助金

地域の価値と新しい人の流れが未来をつくる島 (14~16ページ)

関連	No.	事業名
観光	53	スポーツ大会等開催助成事業補助金
再エネ	54	地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金
定住・ 移住	55	就職奨励金
	56	定住奨励事業
	57	定住奨励事業(中古住宅取得費用等補助事業)
	58	定住奨励事業（空き家バンク活用促進事業）
	59	Uターン促進短期滞在費事業
	60	島外通勤・通学者交通費助成事業
	61	定住促進奨学資金償還補助金
	62	わくわくパッケージ移住支援金事業
	63	吉崎市子育て世帯向け空き家活用事業補助金

### 持続可能な社会基盤が整い安全な暮らしを守る島（17～19ページ）

関連	No.	事業名
下水道	64	水洗便所等改造資金融資利子補給金
	65	汚水ポンプ設備等設置補助金
	66	合併処理浄化槽設置整備事業補助金
上水道	67	加圧ポンプ設置補助金
環境	68	生ごみ堆肥化用具購入費補助金
	69	飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費用補助金
街なみ	70	市道維持管理業務
	71	市道維持管理作業に伴う機械借上料
防災	72	防災資機材整備事業

### 効率的で質が高く持続可能な行政力を備えた島（20ページ）

関連	No.	事業名
公民館	73	地域共生・共助交付金

## 希望の仕事があり稼ぐ力がある島

1	<b>ながさき農業構造転換・ステージアップ事業</b>	農林課	44-6112
<p><b>☆こんなとき</b> 農業用機械や設備を導入するとき</p> <p><b>☆目的</b> 認定農業者等が、農業用機械・施設等を取得する費用を助成する。</p> <p><b>☆助成額等</b> 1/2以内・2/5以内・1/3以内 ※事業メニューにより、補助率が異なりますので農林課へお問い合わせください。</p>			
2	<b>園芸ブランド力強化対策事業</b>	農林課	44-6112
<p><b>☆こんなとき</b> 農業用ハウスや設備を導入するとき</p> <p><b>☆目的</b> 農業者等が、農業用ハウス・設備を取得する費用を助成する。</p> <p><b>☆助成額等</b> 1/4以内 ※事業メニューにより、補助上限額が異なりますので農林課へお問い合わせください。</p>			
3	<b>スマート農業推進促進事業</b>	農林課	44-6112
<p><b>☆こんなとき</b> スマート農業機械を導入するとき</p> <p><b>☆目的</b> 農業者等が、スマート農業機械を取得する費用を助成する。</p> <p><b>☆助成額等</b> 1/4以内 (補助上限額 28万7千円)</p>			
4	<b>長崎県家畜導入事業</b>	農林課	44-6112
<p><b>☆こんなとき</b> 繁殖雌牛の増頭や整備をしようとするとき</p> <p><b>☆目的</b> 優良な繁殖雌牛の増頭や整備を希望する者に対し、農協が繁殖雌牛を貸し付ける場合に経費を助成する。</p> <p><b>☆助成額等</b> 維持タイプ 10万円/頭 増頭タイプ 15万円/頭 ※幸男以降の県有種雄牛の娘牛の導入に対しては1万円加算されます。</p>			

## 希望の仕事があり稼ぐ力がある島

<b>5</b>	<b>農地集積協力金交付事業</b>	農林課	44-6112
<p><b>☆こんなとき</b> 農地の賃貸借権の設定を行ったとき</p>			
<p><b>☆目的</b> 農地バンク（農地中間管理機構）を活用して担い手への農地集積・集約化に取り組む地域に対し協力金を交付する。</p>			
<p><b>☆助成額等</b> 2万～2万6千円/10a ※農地バンクの活用率に応じて交付単価が異なりますので農林課へお問合せください。</p>			
<b>6</b>	<b>漁船近代化機器導入事業</b>	水産課	44-6114
<p><b>☆こんなとき</b> 漁業用の機器を導入しようとするとき</p>			
<p><b>☆目的</b> GPS、レーダー、竿、リール等の購入費を助成する。</p>			
<p><b>☆助成額等</b> ・機器導入 補助率 1/3以内 上限12万円 ※竿のみ上限5万円 ・機関換装 補助率 1/10以内 上限30万円</p>			
<b>7</b>	<b>漁業就業者確保育成総合対策事業(技術習得支援事業)</b>	水産課	44-6114
<p><b>☆こんなとき</b> 漁業に就業するとき</p>			
<p><b>☆目的</b> ①漁業の新規就業者の研修中の生活費（賃金）を支援する。 ②漁業の新規就業者を指導する者に対して謝金と研修者へ支払う賃金を助成する。</p>			
<p><b>☆助成額等</b> ①最大16万3千円/月(最長24ヶ月) ②1万円/日(年間90日以内) ※令和8年度より制度が変わりますので、詳しくは水産課へお問い合わせください。</p>			
<b>8</b>	<b>雇用機会拡充事業補助金</b>	商工振興課	44-6115
<p><b>☆こんなとき</b> 市内において新たな雇用を生む創業または事業拡大を行うとき</p>			
<p><b>☆目的</b> 民間事業者に対して、設備投資や人件費、広告宣伝費等の運転資金を補助する。</p>			
<p><b>☆助成額等</b> 助成の上限額 創業450万円 事業拡大1,200万円 設備投資を行わない事業拡大900万円 ※公募期間内での申請が必要です。</p>			

すべての市民が自分らしく、安心して健康に暮らせる島

<b>9</b>	<b>防犯灯設置補助金</b>	総務課	48-1111
<p><b>☆こんなとき</b> 自治公民館が防犯灯を設置するとき</p>			
<p><b>☆目的</b> 夜間の犯罪の防止及び通行の安全確保を目的として防犯灯を設置する場合に設置費用の一部を助成する。</p>			
<p><b>☆助成額等</b> 補助対象経費の7/10（対象経費ごとに上限あり）</p>			
<b>10</b>	<b>予防接種助成金</b>	健康増進課	45-1114
<p><b>☆こんなとき</b> 定期接種をやむを得ない事情で県外で接種したとき</p>			
<p><b>☆目的</b> 里帰り出産等のやむを得ない事情で県外で予防接種を受けた場合、定期接種にかかる費用を助成する。</p>			
<p><b>☆助成額等</b> 予防接種に要した費用（接種前に申請が必要）</p>			
<b>11</b>	<b>造血幹細胞移植後の予防接種再接種費用助成金</b>	健康増進課	45-1114
<p><b>☆こんなとき</b> 造血幹細胞移植を受けたとき</p>			
<p><b>☆目的</b> 造血幹細胞移植を受けたことにより、定期予防接種の再接種が必要と医師が判断した市内在住の20歳未満の方に対して、再接種費用を助成する。</p>			
<p><b>☆助成額等</b> 予防接種に要した費用（再接種前に申請が必要）</p>			
<b>12</b>	<b>骨髄等移植ドナー支援助成金</b>	健康増進課	45-1114
<p><b>☆こんなとき</b> 骨髄等を提供した人に対する助成</p>			
<p><b>☆目的</b> 骨髄等を提供した人に対して、通院・入院及び面接で要した日数に応じて助成する。</p>			
<p><b>☆助成額等</b> 骨髄等の提供のための通院、入院に要した日数1日つき2万円を助成。1回の骨髄等の提供につき14万円を限度とする。</p>			

すべての市民が自分らしく、安心して健康に暮らせる島

13	アピアランスケア支援事業(がん患者医療用ウィッグ・補整具等購入費助成)	健康増進課	45-1114
<p><b>☆こんなとき</b> がんやがん治療により、医療用ウィッグ及び補整具等を購入したとき</p> <p><b>☆目的</b> がんやがん治療により外見が変化してもがん患者が安心して社会生活を送ることができるよう、医療用ウィッグ等及び補整具等を購入するための費用を一部助成する。</p> <p><b>☆助成額等</b> 購入額の1/2 上限額2万円 助成回数：医療用ウィッグ等 (1回限り) 補整具等 (1回限り) 複数の用品をまとめて申請する場合は、最初の用品を購入した日から1年以内に申請</p>			
14	住宅リフォーム支援事業	建設課	42-1112
<p><b>☆こんなとき</b> 住まいをリフォームするとき</p> <p><b>☆目的</b> 住宅の改修工事費を補助する。</p> <p><b>☆助成額等</b> 対象となる費用の1/10を補助(上限20万円)</p>			
15	安全・安心住まいづくり支援事業	建設課	42-1112
<p><b>☆こんなとき</b> 住まいを耐震化するとき</p> <p><b>☆目的</b> 既存木造住宅の耐震診断費等を助成する。 (S56年5月31日以前に建てられた住宅)</p> <p><b>☆助成額等</b> 耐震診断費の5/6を助成(上限11万3千円)</p>			
16	はり・灸・あんま等助成券	長寿支援課	45-1197
<p><b>☆こんなとき</b> 対象施設を利用するとき</p> <p><b>☆目的</b> 満65歳以上の高齢者及び満50歳以上65歳未満の身体障害者の保健福祉の増進を図る。交付枚数は、助成対象者1人あたり年間5枚以内とし、本人の申請により交付する。</p> <p><b>☆助成額等</b> 700円/枚</p>			

すべての市民が自分らしく、安心して健康に暮らせる島

<b>17</b>	<b>入湯優待券</b>	長寿支援課	45-1197
<p><b>☆こんなとき</b> 対象施設を利用するとき</p>			
<p><b>☆目的</b> 満65歳以上の高齢者及び満50歳以上65歳未満の身体障害者の保健福祉の増進を図る。交付枚数は、助成対象者1人あたり年間12枚以内とし、本人の申請により交付する。</p>			
<p><b>☆助成額等</b> 200円/枚</p>			
<b>18</b>	<b>団体入湯優待券</b>	長寿支援課	45-1197
<p><b>☆こんなとき</b> 対象施設を利用するとき</p>			
<p><b>☆目的</b> 単位老人クラブや障害者団体が、10人以上で利用する場合に利用料金の一部を助成する。</p>			
<p><b>☆助成額等</b> 1団体あたり年間5枚以内（1名あたり200円の助成）</p>			
<b>19</b>	<b>市内路線バス乗車カード</b>	長寿支援課	45-1197
<p><b>☆こんなとき</b> 市内の路線バスに乗車するとき</p>			
<p><b>☆目的</b> 満75歳以上の高齢者に、乗車カードの提示により市内の路線バスの利用料金の一部を助成する。</p>			
<p><b>☆助成額等</b> 一路線100円を超える分を補助</p>			
<b>20</b>	<b>三島航路乗船カード</b>	長寿支援課	45-1197
<p><b>☆こんなとき</b> 三島航路を利用するとき</p>			
<p><b>☆目的</b> 三島地区在住の75歳以上の高齢者に、乗船カードの提示により三島航路の利用料金の一部を助成する。</p>			
<p><b>☆助成額等</b> 片道100円を超える分を補助</p>			

すべての市民が自分らしく、安心して健康に暮らせる島

<b>21</b>	<b>敬老事業補助金</b>	長寿支援課	45-1197
<p><b>☆こんなとき</b> まちづくり協議会、自治公民館等が敬老事業を実施しようとするとき</p>			
<p><b>☆目的</b> 積極的な敬老事業（敬老会など）参加を促進し、敬老意識の高揚並びに高齢者福祉の充実を図るため、主催者に対し事業にかかる費用を補助する。</p>			
<p><b>☆助成額等</b> 敬老事業対象者（市内に住所を有する満70歳以上の高齢者）の数に1,000円を乗じて得た額を上限とし、実支出額内で交付する。</p>			
<b>22</b>	<b>介護人材確保対策事業補助金</b>	保険課	45-1157
<p><b>☆こんなとき</b> こころ医療福祉専門学校に入学し、介護福祉士になろうとするとき</p>			
<p><b>☆目的</b> 修学支援金、家賃補助、帰省費用補助、留学生生活費補助及び介護福祉士修学資金貸付事業を実施する。</p>			
<p><b>☆助成額等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・修学支援金(20万円) ・家賃補助(月2万円限度)</li> <li>・帰省費用補助(年2万円限度) ・留学生生活費補助(月4万円限度)</li> <li>・吉崎市介護福祉士修学資金貸付事業(県の貸付事業を不採用となった者80万円)</li> </ul>			
<b>23</b>	<b>介護人材支援事業補助金</b>	保険課	45-1157
<p><b>☆こんなとき</b> こころ医療福祉専門学校を卒業し、市内において、介護福祉士として特定業務に従事するとき</p>			
<p><b>☆目的</b> 家賃等補助金、介護人材支援金を交付する。</p>			
<p><b>☆助成額等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家賃等補助金(月2万円限度とし、2年間)</li> <li>・介護人材支援金(1人あたり20万円とし、特定業務に継続して3年間従事した者)</li> </ul>			
<b>24</b>	<b>地域包括ケア人材確保支援事業補助金</b>	保険課	45-1157
<p><b>☆こんなとき</b> 市内に住所を有し、かつ、市内の医療機関・介護施設等に正規雇用されたとき（ただし、医療・介護等の有資格者に限る）</p>			
<p><b>☆目的</b> 地域包括ケアの推進に必要となる人材の確保及び人口減少対策の一環として、奨学金の貸与を受けて、大学、短期大学、専修学校専門課程に進学した者、又は、市内に所在する借家、アパート等（勤務する事業所の社宅等は除く）に居住する者に対し、奨学金の返還金及び家賃の一部を助成する。</p>			
<p><b>☆助成額等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・奨学金については、申請年度内の返還金（年20万円限度）とし、3年間</li> <li>・家賃等については、他の補助制度及び、住宅手当等を差し引いた額の1/2（月2万円限度）とし、2年間</li> </ul>			

すべての市民が自分らしく、安心して健康に暮らせる島

<b>25</b>	<b>障害者(児)等交通費助成事業</b>	市民福祉課	48-1116
<p><b>☆こんなとき</b>                  障害者(児)等が施設からの帰省若しくは施設を入退所するため、又は障害者(児)の家族等が障害者(児)の送迎若しくは施設において面会するために、公共の交通機関を利用したとき</p>			
<p><b>☆目的</b>                  助成額については、最も経済的な額の1/2とし、船舶を利用する場合は1カ月間に2往復を限度、航空機を利用する場合は、1カ月間に1往復を限度、当該月内に船舶及び航空機の利用がある場合は、どちらか一方の額を助成する。</p>			
<p><b>☆助成額等</b>                  ※利用する交通機関等により異なりますので、詳しくは市民福祉課へお問い合わせください。</p>			
<b>26</b>	<b>障害者福祉タクシー助成事業</b>	市民福祉課	48-1116
<p><b>☆こんなとき</b>                  在宅の重度障害者がタクシーを利用するとき</p>			
<p><b>☆目的</b>                  療育手帳所持者で障害の程度が重度「A」と判定された方、また身体障害者手帳1級又は2級所持者で、車椅子を常用している方など。年36枚を上限に利用券を発行する制度で、基本料金の一部を助成する。</p>			
<p><b>☆助成額等</b>                  年間36枚を上限とし、1枚につき基本料金の90%を助成</p>			
<b>27</b>	<b>自動車運転免許取得費助成事業</b>	市民福祉課	48-1116
<p><b>☆こんなとき</b>                  自動車運転免許取得により就労又は就学が見込まれる等、社会活動への参加に効果があると認められるとき</p>			
<p><b>☆目的</b>                  就労・就学が見込まれる等社会参加が可能であって、次の要件の全てに該当する方に助成する。                  ①身体障害者手帳1～4級の交付を受けている60歳未満の方                  ②施設等に入所していない方 ③所得制限未満の方（福祉医療の受給資格のある方）</p>			
<p><b>☆助成額等</b>                  1人あたり10万円限度</p>			
<b>28</b>	<b>自動車改造費の助成事業</b>	市民福祉課	48-1116
<p><b>☆こんなとき</b>                  重度の身体障害者が就労等にに伴い、自ら所有する自動車を改造するとき</p>			
<p><b>☆目的</b>                  操行装置及び駆動装置の一部改造に対し、助成を行う。</p>			
<p><b>☆助成額等</b>                  1人あたり10万円限度</p>			

## 未来を育む子育てと学びの島

<b>29</b>	<b>出産祝金</b>	子育て支援課	48-1160
<p><b>☆こんなとき</b> 第2子以降の出産をしたとき</p>			
<p><b>☆目的</b> 市内に住所を有し、3年以上在住する意思のある者が第2子以降を出産した場合に支給する。</p>			
<p><b>☆助成額等</b> ・第2子：10万円 ・第3子以降：20万円</p>			
<b>30</b>	<b>軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業</b>	子育て支援課	48-1160
<p><b>☆こんなとき</b> 医師の判断等により補聴器の装着が必要と認められたとき</p>			
<p><b>☆目的</b> 18歳未満の児童で、身体障害者手帳の交付対象でなく、両耳の聴カレベルが30デシベル以上である場合に係る費用を助成する。</p>			
<p><b>☆助成額等</b> 基準額の2/3以内 ※各装具により基準額が異なりますので、子育て支援課へお問い合わせください。</p>			
<b>31</b>	<b>未熟児育成医療</b>	子育て支援課	48-1160
<p><b>☆こんなとき</b> 未熟児として出生し、医師が入院による養育を必要と認めたとき</p>			
<p><b>☆目的</b> 母子保健法第20条に規定する養育のため入院を必要とする未熟児として出生した場合に係る費用を助成する。</p>			
<p><b>☆助成額等</b> ※世帯の所得により負担額が異なりますので、子育て支援課へお問い合わせください。</p>			
<b>32</b>	<b>小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業</b>	子育て支援課	48-1160
<p><b>☆こんなとき</b> 小児慢性特定疾患児が日常生活用具の給付を受けたいとき</p>			
<p><b>☆目的</b> 小児慢性特定疾患児に対し、特殊寝台等の日常生活用具を給付し、日常生活の向上を支援する。</p>			
<p><b>☆助成額等</b> ※世帯の所得により負担額が異なりますので、子育て支援課へお問い合わせください。</p>			

## 未来を育む子育てと学びの島

<b>33</b>	<b>高等職業訓練促進給付金事業</b>	子育て支援課	48-1160
<p><b>☆こんなとき</b> ひとり親の方が看護師や介護福祉士等の資格を取得しようとするとき</p>			
<p><b>☆目的</b> ひとり親家庭の母又は父が6ヶ月以上養成機関で修業し、都道府県の長が指定した資格を取得しようとする場合に支給する。</p>			
<p><b>☆助成額等</b> 10万円/月又は7万500円/月 ※所得により金額等が異なります。都道府県が指定した職種に限られますので、必ず事前に子育て支援課へお問い合わせください。</p>			
<b>34</b>	<b>自立支援教育訓練給付金</b>	子育て支援課	48-1160
<p><b>☆こんなとき</b> ひとり親の方が能力開発のために教育訓練（指定の講座を受講）を受けるにあたり、その教育訓練を修了したとき</p>			
<p><b>☆目的</b> ひとり親の方が主体的な能力開発の取り組みを支援するもので、雇用保険の教育訓練給付の受給資格を有していない人が対象教育訓練を受講し修了した場合に支給する。</p>			
<p><b>☆助成額等</b> 経費の60%（1万2千円以上で20万円を上限） ※受講前に都道府県から講座の指定を受ける必要がありますので、必ず事前に子育て支援課へお問い合わせください。</p>			
<b>35</b>	<b>福祉医療費（乳幼児・母子・父子）</b>	子育て支援課	48-1117
<p><b>☆こんなとき</b> 乳幼児、低所得のひとり親世帯等が医療費を支払ったとき（事前の資格認定が必要です。）</p>			
<p><b>☆目的</b> 支払った医療費（保険適用分）のうち基準額を超えた部分を助成する。</p>			
<p><b>☆助成額等</b> 月の医療機関毎（入院、通院別）で、月1回800円（月2回以上は1,600円）を超える部分を助成</p>			
<b>36</b>	<b>福祉医療費（子ども・寡婦）</b>	子育て支援課	48-1117
<p><b>☆こんなとき</b> 小中学生・高校生・寡婦の医療費を支払ったとき（事前の資格認定が必要です。）</p>			
<p><b>☆目的</b> 支払った医療費（保険適用分）のうち基準額を超えた部分を助成する。</p>			
<p><b>☆助成額等</b>  <ul style="list-style-type: none"> <li>・月の医療機関毎（入院、通院別）で、月1回800円（月2回以上は1,600円）を超える部分を助成</li> <li>・寡婦は入院分のみで1日1,200円を超える部分を助成</li> </ul>           ※子ども医療（小・中学生分）は令和7年4月より現物給付での助成となりました。         </p>			

## 未来を育む子育てと学びの島

<b>37</b>	<b>妊産婦・乳児一般健康診査等助成事業</b>	子育て支援課	48-1160
<p><b>☆こんなとき</b> 妊産婦及び乳児が里帰り等で県外の委託契約外の医療機関で健診及び新生児聴覚検査を受けたとき</p>			
<p><b>☆目的</b> 県外の委託契約外の医療機関で健診及び新生児聴覚検査を受けた場合、自己負担分のうちその費用の一部を助成する。</p>			
<p><b>☆助成額等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・健診：該当回相当の健診費用を助成（上限額あり）</li> <li>・新生児聴覚検査：上限3千円</li> </ul>			
<b>38</b>	<b>妊娠・出産のための交通費宿泊費助成事業</b>	子育て支援課	48-1160
<p><b>☆こんなとき</b> 妊婦が医療的な理由で市外での健診や分娩の必要があるとき</p>			
<p><b>☆目的</b> 妊婦健診や分娩時の交通費及び分娩時に宿泊が必要になった時の宿泊費の一部を助成する。</p>			
<p><b>☆助成額等</b></p> <p>①母子保健健康診査事業の対象となる健診として市外の分娩取扱施設を受診するため又は、市外の分娩取扱施設で分娩するために要した海上航空交通費（往復分）を助成 ②分娩時において、市外での待機宿泊が必要と医師に判断された場合、宿泊費10,000円（上限）から自己負担額2,000円/泊を控除した額を助成</p>			
<b>39</b>	<b>三島地区安心出産支援事業</b>	子育て支援課	48-1160
<p><b>☆こんなとき</b> 産科医療機関のない三島地区にお住まいの妊婦が妊婦健診や出産で医療機関にかかったとき</p>			
<p><b>☆目的</b> 妊娠・出産に要した交通費や宿泊費の一部を助成する。</p>			
<p><b>☆助成額等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・交通費：月額1万円を限度</li> <li>・緊急移送：10万円を限度（ただし、健康保険の給付対象外のみ）</li> </ul>			
<b>40</b>	<b>妊婦のための支援給付事業</b>	子育て支援課	48-1160
<p><b>☆こんなとき</b> 妊娠をしたとき</p>			
<p><b>☆目的</b> 妊婦に対して2回に分けて給付する。</p>			
<p><b>☆助成額等</b></p> <p>①妊婦1人に対し5万円を給付 ②胎児1人に対し5万円を給付（流産・死産等含む）</p>			

## 未来を育む子育てと学びの島

<b>41</b>	<b>不妊治療費助成事業</b>	子育て支援課	48-1160
<p><b>☆こんなとき</b> 保険診療で不妊治療（生殖補助医療）を受けたとき</p>			
<p><b>☆目的</b> 不妊治療にかかった自己負担額の一部を助成する。</p>			
<p><b>☆助成額等</b> 1回の不妊治療について20万円を上限に助成</p>			
<b>42</b>	<b>ふれあい交流事業</b>	地域共創課	48-1134
<p><b>☆こんなとき</b> 吉岐市在住の独身男女の結婚活動の促進のため、吉岐市内で参加者を募集しイベント等の事業を実施するとき</p>			
<p><b>☆目的</b> 成婚を促すための適切な出会いの場を創出する婚活イベント等を実施しようとする場合に係る費用を助成する。</p>			
<p><b>☆助成額等</b> 対象経費から参加費、負担金、協賛金等を控除した金額 上限額 30万円</p>			
<b>43</b>	<b>結婚新生活支援事業補助金</b>	地域共創課	48-1134
<p><b>☆こんなとき</b> 新婚世帯が市内で住宅を購入、賃借、改修及び引越しをしようとするとき</p>			
<p><b>☆目的</b> 新婚世帯が市内で住宅を購入、賃借、改修するための費用及び引越しに係る費用を補助する。</p>			
<p><b>☆助成額等</b> 【補助対象者】①夫婦の年齢の高い方が29歳以下 ②夫婦の年齢の高い方が39歳以下 ①②ともに、夫婦の所得の合計が500万円未満 等 【上限額】①60万円/世帯 ②30万円/世帯</p>			
<b>44</b>	<b>若者出会い応援事業</b>	地域共創課	48-1134
<p><b>☆こんなとき</b> インターネットマッチングサービスを利用（登録）する時</p>			
<p><b>☆目的</b> 若者の出会いを後押しするため、対象のインターネットマッチングサービスの登録料等の一部を助成する。</p>			
<p><b>☆助成額等</b> 【対象者】申請日において20歳以上39歳以下の独身者 【対象費用】インターネットマッチングサービスの登録料金等 【上限額】2万円</p>			

## 未来を育む子育てと学びの島

<b>45</b>	<b>離島留学生ホームステイ費</b>	教育総務課	45-1202
<p><b>☆こんなとき</b>                  沓岐高等学校に在籍する島外の生徒がホームステイをしながら就学するとき</p>			
<p><b>☆目的</b>                  高等学校に組織する離島留学運営委員会に対して、寄宿舍代の最大5万円/月を補助し保護者の負担を軽減する。</p>			
<p><b>☆助成額等</b>                  最大寄宿舍代5万円/月</p>			
<b>46</b>	<b>離島留学生交通費</b>	教育総務課	45-1202
<p><b>☆こんなとき</b>                  沓岐高等学校に在籍する島外の生徒がホームステイをしながら就学するとき</p>			
<p><b>☆目的</b>                  高等学校に組織する離島留学運営委員会に対して、留学生の通学にかかる公共交通機関が発行するバス定期券購入費全額を補助し保護者の負担を軽減する。</p>			
<p><b>☆助成額等</b>                  バス定期券購入費全額</p>			
<b>47</b>	<b>離島高校生修学支援事業</b>	教育総務課	45-1202
<p><b>☆こんなとき</b>                  三島地区から本島の高等学校等へ進学する生徒の通学に要する交通費、居住費及び帰省費を負担しているとき</p>			
<p><b>☆目的</b>                  三島から本島の高等学校及び特別支援学校高等部へ通学する生徒の保護者の経済的負担を軽減する。</p>			
<p><b>☆助成額等</b>                  交通費及び帰省費、居住費                  (県2万円上限を超える部分について5千円の範囲内)</p>			
<b>48</b>	<b>いきっこ留学補助金(ホームステイ費補助金)</b>	教育総務課	45-1202
<p><b>☆こんなとき</b>                  市外から市内の小中学校に入学又は転学するとき</p>			
<p><b>☆目的</b>                  いきっこ留学実施協議会に対して、ホームステイ費の一部を補助し保護者の負担を軽減する。</p>			
<p><b>☆助成額等</b>                  ①しま親留学                  ・月額5万円(月16日以上) ・日額1,500円(月16日未満)                  ②孫戻し留学・③親子留学                  ・1人目 月額4万円 ・2人目以降 月額2万円</p>			

## 未来を育む子育てと学びの島

49	いきっこ留学補助金（移住費用支援補助金）	教育総務課	45-1202
<p><b>☆こんなとき</b> 新規に転入する親子において、市外から市内の小中学校に入学又は転学するとき</p>			
<p><b>☆目的</b> いきっこ留学実施協議会に対して、市外から市内へ移住する際の荷物運搬費用及び交通費等の経費の一部を補助し、引越費等の経費負担を軽減する。</p>			
<p><b>☆助成額等</b> 引越費用等の経費の2/3以内又は20万円のどちらか低い金額</p>			
50	小・中学生スポーツ大会等出場補助金	文化スポーツ振興課	47-0207
<p><b>☆こんなとき</b> 小・中学生が吉崎市代表として県大会等に出場するとき</p>			
<p><b>☆目的</b> スポーツ・文化活動によって、青少年の健全な育成を目的に、吉崎市代表として県大会等に出場する者に対して、その出場に係る旅費等の一部を補助する。</p>			
<p><b>☆助成額等</b> 県大会は1人あたり7,500円の額(同一団体年間2回まで)、九州大会及び全国大会については、参加に要する旅費等の実費額の4/5を補助</p>			
51	子ども夢プラン応援補助金	文化スポーツ振興課	47-0207
<p><b>☆こんなとき</b> 小・中・高校生がスポーツ・文化・芸術活動において、国及び県競技団体等から招聘を受け、強化練習・大会等に参加するとき</p>			
<p><b>☆目的</b> スポーツ活動や文化・芸術活動等に熱い意欲を持ち、その意欲や能力が認められ選抜された青少年に対し、市外への強化練習・大会等に参加する場合の一部を補助する。</p>			
<p><b>☆助成額等</b> 参加に要する旅費等の実費額及び引率者（1名に限る）に要する旅費等の1/3を補助</p>			
52	各種スポーツ全国大会等出場補助金	文化スポーツ振興課	47-0207
<p><b>☆こんなとき</b> 市内スポーツ団体が県代表として、九州・全国大会へ出場するとき</p>			
<p><b>☆目的</b> 市内スポーツ活動の振興、推進及び競技力の向上を図り、市民のスポーツ人口の増加と体力向上、健康増進の一翼を担うことを目的として、市外への大会出場に係る旅費等の一部を補助する。</p>			
<p><b>☆助成額等</b> 参加に要する旅費等の実費額の1/3を年間2回を上限として補助</p>			

## 地域の価値と新しい人の流れが未来をつくる島

<b>53</b>	<b>スポーツ大会等開催助成事業補助金</b>	文化スポーツ 振興課	47-0207								
<p><b>☆こんなとき</b> 市内スポーツ団体が、島外チームの参加・宿泊を伴うスポーツ大会を開催しようとするとき。</p>											
<p><b>☆目的</b> 島外チームが参加し、宿泊を伴うスポーツ大会を開催する市内団体に対して、大会開催に伴う経費に対し補助金を交付します。</p>											
<p><b>☆助成額等</b> 島外参加者延べ30人以上が宿泊するスポーツ大会</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">①延べ宿泊者 30人以上 50人未満</td> <td style="width: 33%;">5万円</td> <td style="width: 33%;">②延べ宿泊者 50人以上100人未満</td> <td style="width: 33%;">10万円</td> </tr> <tr> <td>③延べ宿泊者100人以上200人未満</td> <td>20万円</td> <td>④延べ宿泊者200人以上</td> <td>30万円</td> </tr> </table>				①延べ宿泊者 30人以上 50人未満	5万円	②延べ宿泊者 50人以上100人未満	10万円	③延べ宿泊者100人以上200人未満	20万円	④延べ宿泊者200人以上	30万円
①延べ宿泊者 30人以上 50人未満	5万円	②延べ宿泊者 50人以上100人未満	10万円								
③延べ宿泊者100人以上200人未満	20万円	④延べ宿泊者200人以上	30万円								
<b>54</b>	<b>地域脱炭素に向けた重点対策加速化事業費補助金</b>	地域共創課	48-1134								
<p><b>☆こんなとき</b> 住宅や事業所に太陽光発電設備及び蓄電池を設置するとき</p>											
<p><b>☆目的</b> 民生部門の脱炭素化を加速するため、個人及び事業者に対して、太陽光発電設備及び家庭用蓄電池の導入の支援を行う。</p>											
<p><b>☆助成額等</b></p> <p>[個人] ・太陽光発電設備：7万円/kW ・家庭用蓄電池：価格の1/3（15万5千円/kWまで）</p> <p>[事業者] ・太陽光発電設備：5万円/kW ・家庭用蓄電池：価格の1/3（15万5千円/kWまで）</p> <p>※個人・事業者いずれも補助上限は100万円/件とする。 ※FIT・FIPによる売電は補助対象外とする。 ※家庭用蓄電池のみの導入は補助対象外とする。</p>											
<b>55</b>	<b>就職奨励金</b>	商工振興課	44-6115								
<p><b>☆こんなとき</b> 市内に住所を有する新規高卒者・大卒者が、市内に所在する事業所に1年以上継続して勤務するとき</p>											
<p><b>☆目的</b> 若者等の市内就職を促進するため、地元企業に就職する新規学卒者に奨励金を交付する。</p>											
<p><b>☆助成額等</b> ・新規高卒者・大学等卒業者：10万円 ※1回限り。</p>											

## 地域の価値と新しい人の流れが未来をつくる島

<b>56</b>	<b>定住奨励事業</b>	地域共創課	48-1134
<p><b>☆こんなとき</b>                  吉岐市に移住（Uターン）をしようとするとき</p>			
<p><b>☆目的</b>                  ・吉岐市に移住し、住宅の購入（新築・中古）、空き家バンク登録物件の購入及び改修費用の一部を助成する。                  ・転入の際の引っ越し費用の一部を助成する。                  ・賃貸住宅を借りる際、家賃の一部を助成する。</p>			
<p><b>☆助成額等</b>                  ・移住者住宅取得等支援事業                  限度額：新築250万円、中古100万円 補助率：1/10（新築）、1/5（中古）                  ・移住者住宅家賃支援事業                  限度額：1万2千円/月 補助率：3/10 ※1年間のみ補助                  ・移住費用支援事業（引越し費用等）                  限度額：20万円 補助率：2/3                  ・中古住宅改修費用支援事業 限度額：100万円                  ※子育て世帯は中学生以下の子ども一人あたり20万円加算。加算上限100万円 補助率：1/2</p>			
<b>57</b>	<b>定住奨励事業(中古住宅取得費用等補助事業)</b>	地域共創課	48-1134
<p><b>☆こんなとき</b>                  中古住宅を取得しようとするとき</p>			
<p><b>☆目的</b>                  居住用住宅を有していない市民に中古住宅取得費等を補助する。</p>			
<p><b>☆助成額等</b>                  中古住宅取得費用等補助事業                  限度額：100万円                  補助率：1/5</p>			
<b>58</b>	<b>定住奨励事業（空き家バンク活用促進事業）</b>	地域共創課	48-1134
<p><b>☆こんなとき</b>                  空き家バンクに登録する又は登録した空き家を改修するとき</p>			
<p><b>☆目的</b>                  改修工事又は家財道具を処分しようとする費用の一部を補助する。</p>			
<p><b>☆助成額等</b>                  限度額：100万円                  補助率：1/2                  ※事前申請が必要です。</p>			
<b>59</b>	<b>Uターン促進短期滞在費事業</b>	地域共創課	48-1134
<p><b>☆こんなとき</b>                  吉岐市に移住する目的で、住居・仕事探し、または暮らしの体験などの活動を行うとき</p>			
<p><b>☆目的</b>                  移住を目的とした活動のために、市内に連続して2泊以上するときに宿泊代金及びその際に利用するレンタカー代金の一部を助成する。</p>			
<p><b>☆助成額等</b>                  ・基本宿泊料金の1/2以内、1人1泊2千円を限度（2泊以上14泊以内）                  ・レンタカー代金の1/2以内、1人または1グループ2千円を限度                  ※事前申請が必要です。</p>			

## 地域の価値と新しい人の流れが未来をつくる島

<b>60</b>	<b>島外通勤・通学者交通費助成事業</b>	地域共創課	48-1134
<p><b>☆こんなとき</b>                  吉岐市に住み、島外へ通勤及び通学するとき</p>			
<p><b>☆目的</b>                  ①吉岐市に住所を有し、勤務日は単身で島外に滞在し、船舶等の交通機関を利用し月に2回以上帰島される方。                  ②吉岐市に住所を有し、島外へ船舶等の交通機関を利用し、週5日以上通勤又は島外の学校に通学しながら月2回以上帰島される方。</p>			
<p><b>☆助成額等</b>                  ①年間20万円（上限）                  ②年間50万円（上限）                  ※事前申請が必要です。</p>			
<b>61</b>	<b>定住促進奨学資金償還補助金</b>	地域共創課	48-1134
<p><b>☆こんなとき</b>                  市内に居住・就労し、奨学資金を償還しているとき</p>			
<p><b>☆目的</b>                  若年層の定住促進及び産業人材の確保を図り、人口減少対策を推進するため、市内に居住・就労し、奨学資金等を償還している場合、補助金を交付する。</p>			
<p><b>☆助成額等</b>                  ・当該年度（4月～3月）償還額の1/2 ただし、補助上限額は10万円とする。                  ・補助期間：3年間                  ※事前申請が必要です。</p>			
<b>62</b>	<b>わくわくパッケージ移住支援金事業</b>	地域共創課	48-1134
<p><b>☆こんなとき</b>                  東京圏から移住をしてきたとき</p>			
<p><b>☆目的</b>                  市への移住及び定住の促進並びに中小企業等における人手不足の解消に資するため、東京圏から市に移住した者に対し、移住支援金を交付する。</p> <p>【移住元に関する要件】                  ①住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと。                  ②住民票を移す直前に連続して1年以上、東京23区内に在住または東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと。                  ※その他詳細な要件がありますので、地域共創課へお問い合わせください。</p>			
<p><b>☆助成額等</b>                  1世帯あたり限度額 100万円（子ども加算 1人30万円あり）ただし、単身世帯の場合 60万円</p>			
<b>63</b>	<b>吉岐市子育て世帯向け空き家活用事業補助金</b>	地域共創課	48-1134
<p><b>☆こんなとき</b>                  吉岐市空家等管理活用支援法人が市内の空き家の利活用のための活動を行うとき</p>			
<p><b>☆目的</b>                  吉岐市空家等管理活用支援法人の運営費や空き家の改修費等を助成する。</p>			
<p><b>☆助成額等</b>                  ※活動内容により交付額が異なりますので、詳しくは地域共創課までお問い合わせください。</p>			

## 持続可能な社会基盤が整い安全な暮らしを守る島

<b>64</b>	<b>水洗便所等改造資金融資利子補給金</b>	上下水道課	42-1113															
<p><b>☆こんなとき</b> 既設汲取便所を水洗便所に改造する資金の融資を受けるとき</p>																		
<p><b>☆目的</b> 既設汲取便所を水洗便所に改造する資金の融資に係る利子補給を行う。</p>																		
<p><b>☆助成額等</b> 融資の限度額 大便器1個…70万円、大便器2個以上…105万円 上記の融資に係る利子全額を補給。ただし延滞利息は対象外。</p>																		
<b>65</b>	<b>汚水ポンプ設備等設置補助金</b>	上下水道課	42-1113															
<p><b>☆こんなとき</b> 低地家屋で、汚水ポンプ設備を設置するとき</p>																		
<p><b>☆目的</b> 公共下水道事業及び漁業集落排水事業供用開始区域内にある低地家屋で、汚水ポンプ設備を設置し、汚水を排除しようとする者に対する汚水ポンプ設備等設置補助を行う。ただし、初回設置に限る。</p>																		
<p><b>☆助成額等</b> 限度額30万円</p>																		
<b>66</b>	<b>合併処理浄化槽設置整備事業補助金</b>	上下水道課	42-1113															
<p><b>☆こんなとき</b> 新たに合併処理浄化槽を設置するとき</p>																		
<p><b>☆目的</b> 公共下水道事業及び漁業集落排水事業区域以外で、新たに合併処理浄化槽を設置する方に対する設置費用を補助する。 便槽撤去・宅内配管も補助対象とし、閉鎖流域に限り高度処理型浄化槽の場合は補助額上限引き上げ。</p>																		
<p><b>☆助成額等</b></p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">補助上限</td> <td style="width: 35%;">新築</td> <td style="width: 50%;">くみ取り式から転換</td> </tr> <tr> <td>5人槽</td> <td>513,000円</td> <td>810,000円</td> </tr> <tr> <td>6～7人槽</td> <td>574,000円</td> <td>912,000円</td> </tr> <tr> <td>8～10人槽</td> <td>665,000円</td> <td>1,035,000円</td> </tr> <tr> <td>11人槽～</td> <td>1,235,000円</td> <td>1,542,000円</td> </tr> </table>				補助上限	新築	くみ取り式から転換	5人槽	513,000円	810,000円	6～7人槽	574,000円	912,000円	8～10人槽	665,000円	1,035,000円	11人槽～	1,235,000円	1,542,000円
補助上限	新築	くみ取り式から転換																
5人槽	513,000円	810,000円																
6～7人槽	574,000円	912,000円																
8～10人槽	665,000円	1,035,000円																
11人槽～	1,235,000円	1,542,000円																
<b>67</b>	<b>加圧ポンプ設置補助金</b>	上下水道課	42-1113															
<p><b>☆こんなとき</b> 水圧不足により支障があるとき</p>																		
<p><b>☆目的</b> 水圧不足を解消するために、加圧ポンプの設置者に対し補助金を交付する。</p>																		
<p><b>☆助成額等</b> 加圧ポンプ1台につき設置金額の1/2で5万円を限度 ※給水世帯1戸につき1台限り。 ※予算の範囲内とする。</p>																		

## 持続可能な社会基盤が整い安全な暮らしを守る島

68	生ごみ堆肥化用具購入費補助金	環境衛生課	45-1112
<p><b>☆こんなとき</b> 生ごみ堆肥化用具を購入したとき</p> <p><b>☆目的</b> 生ごみ堆肥化用具を購入した際に補助金を交付する。 (補助対象数) ①生ごみ処理機(電気式)5年度につき1基まで ②生ごみ処理容器(バケツ式)3年度につき2基まで ③ダンポールコンポスト 1年度につき4個まで</p> <p><b>☆助成額等</b> 購入金額の1/3を補助 (1世帯あたり限度額2万5千円) ※処理方式の異なる組み合わせによる重複補助はできません。</p>			
69	飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費用補助金	環境衛生課	45-1112
<p><b>☆こんなとき</b> 飼い主のいない猫に不妊・去勢手術を受けさせようとするとき</p> <p><b>☆目的</b> 猫の殺処分数を減少させるとともに、飼い主のいない猫によって起こる近隣住民の生活環境への被害を防止するため、予算の定めるところにより、飼い主のいない猫に指定獣医師による不妊手術又は去勢手術を受けさせるものに対し、香岐市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費用補助金を交付する。 申請期間は毎年6月1日から10月31日まで(土日・祝日を除く)。</p> <p><b>☆助成額等</b> 助成額は、 不妊手術(メス猫1匹あたり)1万8千円 去勢手術(オス猫1匹あたり)8千円</p>			
70	市道維持管理業務	建設課	42-1112
<p><b>☆こんなとき</b> 市道維持管理業務を実施したとき</p> <p><b>☆目的</b> 市道維持管理実施延長に対し助成する。</p> <p><b>☆助成額等</b> 16円/mあたり ※但し、年複数回実施しても補助金の額に変動はありません。</p>			

## 持続可能な社会基盤が整い安全な暮らしを守る島

71	市道維持管理作業に伴う機械借上料	建設課	42-1112
<p><b>☆こんなとき</b> 市道維持管理作業を実施し機械（タイヤショベル・バックホウ・2tダンプ等）を借上げたとき</p> <p><b>☆目的</b> 自治公民館で道路維持管理作業を実施し、機械を借上げた場合に助成する。</p> <p><b>☆助成額等</b> タイヤショベル：1万円/台 バックホウ：1万円/台 2tダンプ：5千円/台 軽トラック・軽ダンプ・その他機械：5百円/台 ※作業内容によりそれぞれ1日2台分を上限として助成します。</p>			
72	防災資機材整備事業	総務課	48-1131
<p><b>☆こんなとき</b> 自主防災組織を結成したとき 自主防災組織で防災資機材を整備したいとき</p> <p><b>☆目的</b> 地域における自主防災組織の結成及び加入促進を支援することにより、地域防災力の強化と促進を図るため、防災資機材購入費用を交付する。</p> <p><b>☆助成額等</b> 防災資機材購入費用として、1組織あたり5万円を上限とする。</p>			

## 効率的で質が高く持続可能な行政力を備えた島

73	地域共生・共助交付金	地域共創課	48-1134
☆こんなとき	自治公民館が安全・安心のまちづくりに取り組んだとき		
☆目的	自主防災組織の活動状況および福祉保健部の活動状況により、交付金を交付する。		
☆助成額等	※活動内容により交付額が異なりますので、詳しくは地域共創課までお問い合わせください。		



## 令和8年度壱岐市補助金一覽

長崎県壱岐市 総務部財政課

〒811-5192 長崎県壱岐市郷ノ浦町本村触562番地

TEL : 0920-48-1111 FAX : 0920-47-4360

HP : <https://www.city.iki.nagasaki.jp>